

令和6年度 第3回

京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会

日 時：令和6年8月23日（金）午後3時～午後5時

場 所：京都市役所本庁舎4階 正庁の間

出席者：＜常任委員8名＞

川勝委員、北村委員、佐々木委員、田中委員長、
内藤委員、西垣副委員長、増田委員

＜特別委員＞

田中委員

議 題：答申（案）の検討

＜議題 答申（案）の検討＞

○田中委員長

それでは議事を進めさせていただきます。最初に本日の議事内容について、お手元の資料の一番上の次第に沿って簡単に確認をさせていただきます。本日の議題は、答申案の検討です。これまで本検討委員会において種々議論がありましたが、宿泊税の制度の在り方について、これから申し上げる3つの点においては、概ね委員の間での共通認識があると理解をしています。

その3つというのは、これまで繰り返し申し上げますように、宿泊税を使ってどういう事業をするのかという事業の側面、2つ目は、その事業を推進していくのに必要な財源の面、3つ目は、その財源をどう負担していくのかという点です。基本的には、まず宿泊税を用いた事業については、さらなる観光課題対策の強化や、あるいは市民生活向上の実感が得られる事業に宿泊税をより一層充当する必要があるという点についての基本的な了解が得られていると認識しております。次に2つ目の財源の点ですが、それらの行政需要を支えるためには、現行の宿泊税を上回るさらなる財源の確保が必要であるという基本的な認識については、ほぼ了解を得られているものと認識しております。3つ目の負担の構造についてですが、更なる財源の確保については、現行の200円区分を含めた宿泊税の全体的な税率の引上げを検討する必要があるということ。しかし、そうはいつでも税率を見直す場合には、高価格帯の負担能力や、あるいは低価格帯の負担感が強すぎることへの配慮が必要であるという点について、基本的な了解が得られているものと考えております。

そのような大きな3点のうえでのほぼ共通の基本認識に加えて、もう少し細かな点では様々な議論を頂戴してまいりました。例えば、定額制と定率制のそれぞれのメリットあるいはデメリットについて、もう少し整理する必要があるというような御意見や、あるいは行政需要が本当にこのような内容あるいは程度で良いのかということを含め、さらな

る精査が必要ではないかといったような御意見。更には、税の基本的な性質をいま一度整理してはどうかというような御意見など、様々な御意見を頂戴しました。本日の委員会の検討の対象としては、今申しあげましたような大きな基本的な合意あるいは共通認識を踏まえつつ、それよりは小さな論点も含めて、事務局に作成いただきました答申の文案をベースに、この文案に沿う形で、訂正の必要があるとすればこういうふうに訂正すればどうかといったような点で、最終的には、答申として、文章として取りまとめをしまいたいと考えております。したがって、今日が実質的な議論の最終日ということになるかと思っておりますので、委員の皆様、よろしくお願ひしたいと思います。それでは議事の答申案の検討に入ります。

これまでの検討委員会での議論を踏まえて、答申案として、資料の2-1及び2-2、また補足資料として、資料3を事務局に御準備いただきましたので、最初に事務局から説明をお願いいたします。

(事務局から資料2-1「答申(案)」及び資料3「定額制と定率制の特徴等・本日特に御議論いただきたい箇所」について説明)

○田中委員長

はい、ありがとうございました。今の説明を踏まえて、これから議論を進めたいと考えているわけですが、最初に、本日欠席されている熊谷委員と矢ヶ崎委員から、答申案等について御意見を頂戴しておりますので、事務局からその紹介をお願いいたします。

○事務局

では、本日御欠席の熊谷委員と矢ヶ崎委員の御意見をここで御紹介いたします。まず、熊谷委員の御意見について申し上げます。「市民生活向上の実感が得られる事業」や「伝わる」周知・広報を文言として答申案にしっかりと宣言されているところが、一種の縛りとなる一方で、この税制度に緊張感や一つの筋となるものを与えるのではないかと感じた。一人の市民として、この文言は宿泊税についての有効なアピールになるし、特に答申に取り入れてほしいと思う」といった御意見を頂戴しております。

続きまして、矢ヶ崎委員です。矢ヶ崎委員につきましては、御意見を資料としてまとめていただいております。何点か御意見を頂戴しております。まず宿泊税の用途の在り方につきましては、「災害対策等の安心安全なまちづくりを支える事業」というところで、発災時に旅行者に必要な情報を届け、適切な行動を誘導する情報提供機能を強化することが必要という御意見をいただいております。その次の「行政需要の規模」のところにつきましては、宿泊税が入ることによって確実かつ早期に実施が出来る、事業内容が充実するといった観点からも、宿泊税活用のメリットを記述してはどうか、といった御意見をいただいております。次の「税率の在り方」については、税率引上げの必要性の記載については異論がなく、また、垂直的公平を目指すには、税率区分をある程度細分化することはやむを得ないという御意見をいただいております。その他「徴収事務の在り方」については、商習慣をすぐに変えることは難しく、事務負担への配慮は引き続き重要である一方で、

コスト軽減に加えて、宿泊事業者が持続可能なビジネスを行うための側面支援、例えば持続可能な宿泊施設であることを証明する国際認証の取得支援などに宿泊税を活用することも検討に値する、との御意見をいただいております。また、「その他」の部分の「政策の形成過程に市民を含む様々な主体が参画すること」との記載について、市民はもちろんのこと、観光業者事業者を代表する団体やDMOも参画すべきとの御意見をいただいております。最後に、行政需要の+α部分、新規・充実事業については、より良い手法に挑戦することを期待する旨の御意見をいただいております。このほか、この資料の提出後に追加でいただいた御意見がありまして、ここで御紹介させていただきます。「観光の実態、特にオーバーツーリズムの実態について客観的にデータを把握し、宿泊税を活用したオーバーツーリズム対策がどのような効果を出したのか、どこまでやればよいのかについて、しっかりと市民に説明できるようにする必要があるのではないか。こうした科学的な行政を進めていくための調査分析も使途として必要ではないか」こういった御意見をいただいております。以上です。

○田中委員長

はい、ありがとうございます。それでは、これから議論に入りたいと思いますが、今日、事務局から御報告いただいた資料3の2ページ目（本日特に御議論いただきたい箇所）をもう一度御覧いただければと思います。この内容は、私が冒頭で申し上げましたように、結局、制度設計をする際には基本的に3つの要素で考えるのだと。要するに、行政需要ないし事業、どういう事業をするのかということが1つ。2つ目は、それを推進していくための財源をどう考えるのか。3つ目は、その財源についての負担構造をどう考えるのかという、やはりこの基本的な3つの「大枠」といいますか、基本的な仕組みに絶えず立ち返りながら制度の在り様を考えていくというのが、おそらく最も合理的な処理方法ではないかと思います。それで、資料3の2ページ目は2-1-1と2-1-2というふうに上半分と下半分に分かれています。上半分は、今の3つの点で言いますと、事業と財源についてどう考えるかということを示している。下半分は、負担構造をどうするのかということを示している。

その内容について、前回までの議論では、例えばどういう事業をするのかということで、令和6年度における宿泊税の税込48億円と追加分62億円でトータル110億円というような数字が示されていたことありますが、京都市の内部では、どういう事業をどう進めるのかという点に関する内部的な調整や作業が現在進行中ということもあって、このぐらいの規模のこの内容の事業をするという確定的なところには、現時点では至っていない。しかし、これは間違いなく詰められていくだろうと。そういう意味では、少なくとも、令和6年度の宿泊税込48億円という規模では賄いきれないような事業をしないと、やはり多くの宿泊客や入浴客に対する対応が十分にできないというような前提で、どういう事業を、それに見合う財源がどの程度必要かも含めて考える必要があるということが上半分の提案で、特に、入浴客が非常に多く増えることによって交通混雑やごみの収

集などの対策のみならず、長期的な観点から、歴史的な建造物の保存活用や、道路、橋梁等といったようなものについても、一定程度宿泊税を充てるということも十分考慮する必要があるのではないかとといった議論が、今回の答申には盛り込まれてきている。要するに、1つは、宿泊税の使途については、現行の税収を大きく上回るような行政需要が間違いなく見込まれるということ。もう1つは、その使途について、単なる受入環境の整備といったものにとどまらず、もっと長期的な観点から、ある種のインフラの整備等についても十分考慮する必要があるというような点が、宿泊税創設当時の状況とは大きく変わっているということ、今回の答申には書き込む。これが上半分の意味だろうと。

下半分については、税率の見直しをする必要があるということからすると、そこに書いていますように、数十億円規模の新たな財源を確保するためには、税収の約85パーセントを占める税率200円区分を含めて、全体的に税率を引き上げる必要があるということが、今回の答申案に盛り込まれている。このような内容の答申とすることに関して御意見や御要望等があればお聞きするというのが、今日の会議の一番のメインの課題になるかと思えます。そういう意味で、大きな組立てをどう考えるのかということと、その上で更になお、こういう点で気になる点があるとか、そういう点も含めて率直に色々な御意見を頂戴できればと思っております。それでは、それぞれの委員から順に御意見を頂戴したいと思います。特別委員の田中委員からまず始めていただいて、そのあと、増田委員、内藤委員というような順番で、順次御意見等を頂戴したいと思います。それでは最初に田中特別委員お願いいたします。

○田中特別委員

御指名ありがとうございます。まずは今回、答申案の取りまとめに当たりまして、宿泊事業者のアンケートや関係団体のヒアリングなど、直接事業者からの意見を聴取する機会を設けていただいたこと、これは大変よかったと思えますし、関係団体からの各種意見についても、答申案にしっかりと反映されていると認識しています。それについては本当に感謝いたします。そのうえで、委員長からお示いただきました議論の2つの焦点のうち、まず税率の在り方について意見を申し上げます。

まず、宿泊事業者アンケートや関係団体ヒアリングの結果について、アンケートでは、税率を上げることに大いに賛成するという意見が上がっていたと認識しています。また、先日のヒアリングでは、京都府旅館ホテル生活衛生同業組合さんの要望の中で、宿泊事業者としては宿泊税増税には反対する立場ではあるけれども、そのうえで京都市、京都市民、京都観光の発展に寄与するということであれば致し方ないということ踏まえて、身を削る思いで協力していきたいという御意見もいただきましたので、宿泊業界としても、税率の見直しに対しては一定、前向きに捉えていただいているものと受け止めています。それから、観光振興や観光課題の解決に資する事業はもちろんのこと、市民と観光客双方が便益を享受する事業に関する新たな財源確保の必要性、これについても一定の合理性があると感じます。したがって、結論としては、この財源を確保する上では、どうしても税

収の85パーセントを占めるボリュームゾーンである税率200円区分も含む、全体的な税率の引上げが必要であると感じました。もう1つ、昨今、宿泊料金が10万円を優に超える宿泊施設が大変増えてまいりましたので、このような高価格帯のブラケットゾーンの担税力に、やはり着目すべきだと思いました。一方で、関係団体ヒアリングの際に京都簡易宿所連盟さんから意見提示もありました低価格帯の負担感、これについては公平性に配慮する必要が特にあると考えます。しかしながら、宿泊業者の事務負担も考慮する必要がありますので、徴収事務の複雑化については避けることが望ましいと思います。もちろん税率も含めて、制度設計の具体的な内容については京都市に委ねることになるわけですが、税率の見直し案を公表する際に特にお願いしたいのは、新たに実施する施策のより具体的な提示を併せて行うべきだということです。税を負担する宿泊客が十分に納得して、かつ、観光と市民生活とのバランスが宿泊税の活用を通じてしっかりと整備されるということ、この両輪を押さえていく必要があると思いました。

税収の使途の在り方については、前回も申し上げましたが、やはり資料3の3ページでお示しいただいた全体イメージの中で、どうしても宿泊税の活用先が既存事業に拡大していくようなイメージを持ってしまいます。観光客に受益が及ぶものとして宿泊税の充当が考えられる令和6年度予算ベースの事業の一例として挙げられている雨水幹線の整備については、私の記憶が正しければ、これだけで全体事業費62億円の約3分の1を占めていたと記憶しています。もちろん、今回の答申案で、宿泊税の使途として「市民が観光による生活向上を実感できる」ことが重要な観点として盛り込まれていることについては大いに賛同いたします。しかしながら、大前提として、納税者である宿泊客にも納得いただけるような使途であることはやはり忘れてはならないと思っています。前回、事務局からは、雨水対策については観光客が来る・来ないにかかわらず実施しなければならないという側面もあるとのお考えをお示しいただきました。そうした観点も含めて、宿泊税をインフラ整備、防災等に活用する際には、観光客が負担すべき割合・比率が妥当であるかということも、十分に事前に御検討・精査いただければありがたいと思います。繰り返しになりますが、宿泊税を課する目的は、やはり国際文化観光都市としての魅力を高めて、観光振興の施策に要する費用に充当することと伺っていますので、そこは押さえておくべきだと思いました。あとは、宿泊税を活用して新たに取組む事業については、ぜひ「+α」の部分も着目していただいて、できればメインに据えてしっかりと御検討いただければありがたいと思っています。もちろん、持続可能な京都観光の実現を目指していくためにも、観光客と市民に対して、観光・宿泊税の意義や効果を実感いただくという観点が重要だと思いますし、だからこそ、宿泊税の増収にも繋がっていく観光振興、これを継続して推し進めていくことも重要だと思っています。それから、宿泊税増収分の使途について、特にこれからは、宿泊を軸とした滞在型観光の推進やプロモーションにも活用していくことで、宿泊観光事業者に還元する機会も設けていただければと思います。更に活用の具体例を挙げるならば、やはり人不足が大きな課題であります、京都観光を現

場で支える観光従事者に対する生産性向上やスキルアップを含めた人材育成支援、それからの確かなマーケティング、観光情報の発信を行うための調査、あるいはそのプロモーションなど、こうした活動に対する投資、あるいはそれを企画することができる高度人材への投資が必要とされていますし、特に京都はコンベンションシティでもありますので、京都の特性を生かした先進的なMICE誘致への積極的な投資、これらを是非加えていただければと思います。最後になりますが、特に要望したいのは、是非、宿泊税を徴収する事業者の皆さんに対する事務補助金については、更に、これまで以上の手立てをお考えいただければと思います。長くなりましたが以上でございます。ありがとうございました。

○田中委員長

はい、ありがとうございます。では、続きまして増田委員、お願いいたします。

○増田委員

はい。委員長の御指示に従って、この2点の順番に意見を言います。「税収の使途の在り方」については、今田中特別委員がおっしゃったことに全く同感ですが、田中特別委員はかなり遠慮しておっしゃっているように私には聞こえたので、私はもう少し直截と申し上げたいと思います。文案の「これら未充当事業に」というところからの、例えば「交通混雑緩和」だとか「街頭ごみの収集・処理」といったことについては、今までの議論どおりですので誰も文句はありません。更に「歴史的建造物の保存・活用」も、京都の良さを観光客が見ているということですから、これも多分議論の余地はない。それから、「道路、橋りょう等の社会インフラ整備」、これも市民感覚からいって、今、あまりにも観光客が多いことによる道路の混雑や損傷、あるいはもっと整備してくれというようなニーズがある以上、ここに充当することはわかります。ただ、「防災対策」というのは、前回も申し上げたように、観光客が来る・来ないにかかわらず必要です。雨水対策や地震対策、台風対策というものは、観光客が増えても特に変わる需要ではありません。したがって、観光客の安全確保という若干の理屈はあるとしても、それを人口に対する観光客の割合でここまで入れるというのは、これまでの議論の整理の中で委員からも提起のあった普通税化の議論にどうしても絡んでいくものであって、私は反対です。既存事業に対して充当する必要があるというのはよくわかりますが、防災対策に全く入れなくても、社会インフラ整備やその他の既存事業へ同等ぐらいの額を入れる方法があるはずだと、私は強く思います。どういうことかということ、単純な観光客数の割合、市民の数に対する滞在観光客数の数値を一律で入れるのではなく、観光客の増加に伴う混雑の発生や社会インフラの損傷などを加味して濃淡をつけるといったように計算を工夫することで、既存事業の部分の財政需要額を示すことは可能ですから、それを前提に、「だったら普通税にしろよ」という話になりかねない防災対策への充当はやめておいた方がいいと申し上げます。わざわざそんな議論を惹起するようなものに入れるということはやや不用意だと思いますし、そこの点については委員として賛成しがたいと思います。

それから税率の在り方について、高価格帯の税率のみを引き上げても増収効果が数億

円に留まることが見込まれるから200円区分に手をつけるという書き方は、ちょっと格好悪いと思います。そうではなく、税収を増大させなければいけない、だから税率を見直しましょうという話ですが、ここに隠れている問題は税区分を細分化するかどうかです。私は前回、定率制について議論の整理をしてほしいと申しました。今日示された答申案には、定率制の導入は時期尚早である旨の記載がありますが、それはもう当たり前です。私も、これまで定額でやっているのに、たった5年で定率にするなどということはできないと思います。ただ、なぜ定率制について言ったかという、税区分の細分化は避けられないのではないかと感じたからです。今でも、5,000円の簡易宿所の場合、率での負担割合は4%です。それが400円だと8%になります。3,000円で泊まっているバックパッカーがどれぐらいいるのか知りませんが、3,000円の場合は今6.7%です。税率を2倍にしてこの負担率を13%以上にするようなことはできるわけがない。だから、「200円区分を含めて全体的に税率を引き上げる必要がある」と書く以上は、我々としては「税率区分の細分化は避けられない」と答申案に書き込まなければいけない。ここはもう歴然としているわけです。そして、そう書くのであれば、わざわざ「1,000円区分を引き上げても増収は数億円にとどまることが見込まれる」などと書く必要はなく、税の引上げは必要、税収増大はやっていかなければいけない、それには税区分の細分化は避けられない、と書けばいい。それを前提に、事務局の方でお考えいただいたらいいのではないかと思います。定率制・定額制について二者択一で議論しようなんてことは思ってもいません。つまり、普通、定額制と言えば一律です。そこに1,000円や500円、200円といった区分を付けるというのは、限りなく定率制的な考え方です。現行の区分をより定率的な考え方に幅寄せしましょうという話だと私は理解しています。そのような趣旨で定率制についての整理を申し上げたものですし、本委員会の中で誰かが定率制の導入を検討しようなどと言ったこともないはずで、ですので、くどいですが、定率制は時期尚早などと記載する必要はありません。以上です。

○田中委員長

はい、ありがとうございます。では続きまして内藤委員お願いいたします。

○内藤委員

答申の文章、すべて読ませていただいて、その中に「持続可能な観光の土台である市民の共感の輪の拡大や市民生活と観光との調和」というようなフレーズが結構たくさん出てきていて、やはり、これが一番、市民や観光客から理解を得るための大事なポイントだと思います。なので、今も増田委員がおっしゃったように、財源がいくら足りない、だか取りやすい所から取る、みたいな、そういう見え方にならないような書き方をしてほしいと思いますし、「高額域のみの引上げでは増収が数億円にとどまるから」のような数字合わせではないところでの税率見直しの必要性、つまり、市民にとっても観光客にとっても、両方がお互いに観光によって潤い、WIN-WINの関係になるということ、この宿泊税を通じて実現していくというような姿を描いていただけるとすごく良いと思っています。

使途についても、インフラだとか、ごみだとか、混雑対策とかそういうハード系の施策ははっきりと見えやすいのですが、もっと現にいま街の中で何が起きているのかというところを踏まえて、本当に市民が、宿泊税が導入されたことで自分たちの生活がより豊かになるというところを早く実感できるようにするべきと思います。インフラの費用負担のような間接的なものではなくて、街の中にどうやって観光客の方を入れようかとか、ツアーをやったり、色々なものづくり体験をしたりだとか、そういう市民と観光客が一緒に触れ合うことでお互いに理解していくという取組が、まちづくりの中でも出てきていると思うので、そういったソフトなことでももう少し何か工夫ができないかと思っています。街の大きさや道の広さは限られているけれども、どんどん観光客は増える。来るなど言っても評判がすごくいいので、皆さん日本に、京都に行きたいとおっしゃっている。それは制限できるものではないので、「公害」にならないためには、やはり市民憲章にもあるように、受け入れる方のおもてなしの精神、観光客にどのように接するか、そういう人の繋がりだとか体温だとか温かさみたいな、そういうことが感じられることが「公害」発生の歯止めになる一番早い手だてだと思います。街の人たち、お店だったり、企業であったりも、災害時の受入れだとか色々なことを色々ところで議論を始めておられます。だから、色々な施策に、何かそういう人と人の繋がりみたいなところ、ソフトな部分が反映されたらいいなと強く感じます。京都が観光客をお迎えして、高い税金を払っても自分は京都を支援していると観光客に思っただけのような、満足してもらえないような、そうであれば宿泊税が世界一高くてもいいかなとも思いますが、そういうことを誇りにも思ってもらえて、市民もそれに感謝ができるといった仕組み作りができればいいなと感じています。

○田中委員長

はい、ありがとうございます。続きまして佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員

現行の宿泊税で足りない分については当然何かしらで補填していかないといけないので、宿泊税の金額を変えることについては大きな反対はありません。ただ、そうなってくると、皆さんの御議論のように免税点的なものは必要なだろうと。そこを慎重に考えなければならぬと認識しています。

「実感」という言葉がとてたたくさん出てくるのが気になっていたのですが、例えば社寺仏閣のお庭を見る時には拝観料などを支払いますが、外国の方も日本の方も不満を言わずに支払うのは、それがお庭の維持に使われていることが実感できるからというよりも、透明性という意味でわかりやすいからだと思います。そのように考えると、「実感」というよりは「透明性」。税収の使途が良い使われ方かどうかというのは一歩先の話であって、まずは何に使われているのかが理解できるという透明性だろうと。広報の仕方についても、もう少し払っている方、恩恵を受けている方が分かりやすいようにした方がいいと感じました。税率引上げのところで、宿泊税が上がったら宿泊客が近隣の自治体に流れ

てしまうのではないかというのはもちろんあると思いますが、今もう既に程よい価格帯の宿泊施設が足りなくて、奈良だったり滋賀だったりに逃げているという現実があるわけです。だから、それでも泊まってくれる人、その人達はおそらく宿泊税を払うことは分かっているわけで、そのような人を大事にしないといけない。そうするとやはり、宿泊税を何に使っているというのをもっと見える化しないといけないと感じました。なので、税率を引き上げる際には、そのように透明性というものを両輪で見せていかないと宿泊施設もなかなか徴収しにくいでしょうし、払っている方にも納得してもらえないところが出てくるのかなと思います。税金というどうしても運用が適正か、みたいなことを思ってしまうのですが、それよりは、もっと透明性を出してあげると皆さん支払いやすい。そうすれば、税額が上がっても納得してくれるというような環境づくりになるのではないかと感じます。以上です。

○田中委員長

はい、ありがとうございます。続きまして北村委員。お願いいたします。

○北村委員

よろしく申し上げます。重なる部分は当然あると思いますが御容赦いただきたいと思えます。この2か所のうち、行政需要の規模についてはずっと議論がありましたが、62億円という大きなところでは疑問が大きく差し挟むような内容ではないと思えます。一方で、ずっと議論になっていますように、いざ、実際にこれを提案される際には、内容について市民が十分納得できるような詳細な説明、提案がなされるようご留意いただきたいというのが、1つ希望であります。それから、次の税率引上げの必要性の方ですが、これはもう、内容については各委員が御指摘のとおりですけれども、これを答申の中にはめるとなると、やはり若干文章的に、表現としてちょっと奇妙なところがあります。引上げの必要性については、現在の税収が48億円であり、その倍以上が必要になってくるということなので、大幅な税額の引上げが必要になるということはもう当然で、そのことを書くのは当たり前ですが、その中で、高額を上げてあまり意味がなくて、ボリューム層を上げないと意味がないというのは、高額を上げればいいのか、あるいは低額は下げた方がいいといった議論が前提の書き方だと思います。しかし、答申案の税率引上げの箇所に特段そんな話はありませんし、その下の「負担の公平性への配慮」の中で200円区分の公平性について検討する必要があるということは書かれておりますので、文章の構造としては「高額を上げて～」という部分はなくていいのではないかとことです。以上です。

○田中委員長

はい、ありがとうございます。では、続きまして川勝委員お願いいたします。

○川勝委員

はい。まず、答申案の方ですけれども、前回は1か月ほど前だったと思いますので、この短期間でかなり苦心の跡が見られるといたしますが、まとめられた市の職員の方にはまず

敬意を表したいです。本当に複雑な議論を、複雑にした原因が私にあったかもしれませんが、あの議論をうまく拾ってまとめていただいているという印象を一読して持ちました。その上でコメントですが、まず、委員長から提起いただいた2点のうちの1点目、「税金の使途の在り方」についてです。ここでの重要な論点は、最終的に実務の問題にも反映されるかと思いますが、要するに宿泊税で賄うべきものと一般財源で賄うべきものをいかに区別すべきかということです。なかなか美しく区別できない部分があることも確かですが、そこをどう区別するかというのが、最大の論点ではないかと思っています。前回、あえて問題提起させていただいた目的税か普通税かということにかかわらず、法定外税として、全国標準を上回る行政サービス、あるいはその施策を支える財源としてこの税が創設されているという大前提に立った時に、やはり京都市が掲げる「訪れたいまち」、ここに資する積極的な事業というのがその財源に充てられるべきではないかと。それこそが法定外目的税の根拠にもなっているわけですし、まずもってそういった事業が何なのかということが、増収分の使途にちゃんと反映されなければいけないということだと思います。ただ一方で、ちょっとこれは見えにくいのですけれども、私が大事だと思っているのが、やはり訪問客がこれだけ増えたことに起因して発生する様々な財政需要です。これはたとえ既存の事業であったとしても、明らかに市の財政負担を増やしているということは間違いないので、応分の負担を求めるといふことには相応の根拠があるだろうと。だから、すべての税金を積極的な観光、まちづくりのためにのみ使うということではなく、既存の事業であったとしても応分の負担を求めるといふことで、そこに税金を使うことにも正当な根拠があると思います。市の側からは言いにくいことかもしれませんが、ここはもう少し可視化してもいいかなと。つまり、約150万という京都市の人口に対して、年間5,000万人ぐらいが訪れておられるということを考えてみると、明らかに、道路もそうですけれども、上下水道あるいはごみ処理のサービス、そういった行政需要が当然増えますので、それにより従来、市民に一般的・標準的な行政サービスとして提供している量的水準をかなり超える部分が出てきていると。その部分をもう少し可視化して、それは応分の負担を求めたいということでは使途の一部に含めるということは、むしろ積極的にアピールされてもいいのかなと思いました。先ほど増田委員がおっしゃられた既存事業の中身ということに関しては、やはり精査が必要だと思いますが、観光客がこれだけ増えている中で、もし災害が起きた時の対応を考えると、通常の防災対策以上の費用が掛かってくる可能性はもちろん出てくるだろうと思います。しかし、財源は限られていますので、どこまでを宿泊税でカバーするかというのは優先順位の問題なのかなと思います。先ほど佐々木委員がおっしゃられていたことで、今日一番強調した方がいいのではないかなと思ったのですけれども、たとえ法定外目的税という形で使途を限定するという考え方を維持した場合でも、やはり税金を何に使ったかという結果だけではなく、何のために、どのように使おうと思ふこのように税金を配分するのかというプロセスの透明性を高めるということ、普通税だろうが目的税であろうが強調してもいいのではないかと。しか

も、答申案の17ページに、使途の在り方というのは固定的ではなく、柔軟なものだということを書きいただいているので、であれば、なおさらプロセスの透明性を高めていかなければいけないですし、関係者の参加を確保しなければいけないのではないかと思います。目的税といっても、かなり大ざっぱな使途の限定になっているわけなので、そういう意味では、使途の透明性を高め、参加の機会を一定保障する中で、「今回は優先順位上、防災まではさすがに」という決定がなされるのであれば、それは民主的なプロセスの結果で良いのではないかと思います。先ほど内藤委員がおっしゃられたソフト面にもう少し使ってもいいのではとのお話も正にそういったことに関連することだと思いましたし、京都市を訪れた人達が喜んで払いますよと言ってくれるようになるのが本当に理想的な姿ではないかと思います。そのような観光、まちづくりができれば一番この宿泊税の意義というものを高く評価できるということになってくるのかなと思いつつ聞かせていただきました。

あと、2点目の「税率の在り方」につきましては、特に皆さんの御意見に追加的に申し上げることはありません。とりわけ増田委員がおっしゃられたような区分の細分化については、それ無しに税率引上げは実現できないのではないかと思いますし、最終的には担税力に応じた課税ということで、一定の垂直的な公平を担保するような、そういう側面もちゃんと入れておかないといけないと思いますが、一方で、何より税収の確保というのがあるので、ボリュームゾーンに対してしっかりと御負担いただくような仕組みを強調するという必要かなと思つた。以上です。

○田中委員長

はい、ありがとうございます。続きまして西垣副委員長。

○西垣副委員長

これまでの意見でもう大分議論は出尽くしているのかなと思います。それで、ちょっと強調ということも含めて、重複するような発言もあろうかと思いますが、委員長御指摘の2点について発言させていただきます。

まず1点目の「使途の在り方」につきましては、川勝委員や増田委員が御指摘のように、観光客が来訪することに伴って新たに発生した課題対策や市民生活との調和のための追加的費用、加えて交通やライフラインといったインフラ等にも使うことも合理的ですが、その際、インフラ整備の規模を決めるのはピーク需要です。観光客がピーク需要をどれだけ増やしたかという観点で活用してもらえればと思います。それと、防災対策については、正に喫緊の課題だから取り組むということであり、そこは増田委員御指摘のように、観光客が来たからピークが変わって費用が急に増えるというものではありませんが、予想外の事態に対応するための防災ですから、これはまたちょっと一線を画して、一般財源でどこまで負担できるのかといったバランスを取りながら考えていただければ。そして、税を引き上げる際の新たな行政ニーズの規模がどれぐらいかということについては、議会で議論、整理していただいたらよいのではないかと思います。

それから2点目の「税率の在り方」につきましては、まさに増田委員が御指摘いただきましたように、やはり将来的には比例的な負担を求めるとというのが、「広く負担してもらおう」という水平的公平と「負担能力に応じた負担を求めると」という垂直的公平のバランスを取るための1つの方策と考えられると思います。特に2万円までの宿泊費については、5,000円、1万円、2万円とそれぞれ大分違うわけですから、そこに何らかの区分を設けることが必要ではないか。ただ、答申案の中でも指摘されていますように、より低価格帯の区分を設けることによる影響について、例えば区分を1万円にすれば宿泊費を1万円以下とする施設が増えるといったような別のディストーション（歪み）が出る可能性もありますので、その点にも配慮して5,000円なのか1万円なのかあるいはその中間なのか、ちょっと議論してもらったらいいのではないかと思います。それから、高額な宿泊費についても、担税力はあるにしても、受益については低額な宿泊費の方とすごく大きな差異があるわけではないので、そのところもバランスを取って考えていただく必要があると思います。ただし、垂直的な負担の公平という観点を考えれば、高額の負担についても、5万円以上の区分を細分化して、より高い宿泊費にはより高い負担を求めるといったことをぜひ御検討いただければと思います。

○田中委員長

はい、ありがとうございます。答申案で修正が必要なのは、一つは税率の在り方に関して、高額の宿泊料金に対する税率を引き上げたとしても新たに得られる財源は数億円程度にとどまることが見込まれる、したがって…というこの論理展開についてはおそらく修正が必要かと思いますので、これは事務局の方で少し検討いただければと思います。あともう一点、もし余力があれば修正していただければという内容を一点だけ申し上げます。

答申案の中で「受益と負担の関係」というフレーズが何か所かに出てくるのですが、私は本来、税金には受益と負担の関係はないと思います。わかりやすく所得税で言うと、仮に、一年間に所得税を30万円払っている人間と300万円払っている人間がいたとして、自分は300万円払っているからそれに見合うサービスを行政からもらわないと納得できないなどということは通用しません。この宿泊税についても、やはり税である以上基本は同様だと思います。そして、今回の宿泊税見直しの出発点となる論理は、多くの宿泊客が京都に押し寄せてくる、それによる交通混雑だとか、あるいはごみだとかいった問題に京都市は対応しなければならない。しかし、それを京都市民の負担だけでやれるかというところではない。そうすると、ある種の原因を作った者、つまり、京都市の行政需要を引き起こした者にも応分の負担はしてほしいというのが、そもそもの基本だと思います。その上で、負担者に対する説得、ないし納得を得るための理屈付けとして、「あなたも利益を得るでしょう」という論理が登場するということです。だから、税負担を作る際の正当化根拠と、相手を説得するための手段、道具は違うと思います。「受益があるから負担します」ということは、別の言い方をすると「受益がなかったら負担しません」とい

うことになる。しかしそうではない。ですので、「受益と負担」という言い方に関しては、色々な公的文書でしょっちゅうお目に掛かりますし、改めて読み返すと、「京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会」の平成29年の答申にも何箇所も出てきますが、これを言う場面やTPOをきちっと整理せずに頻繁に使いすぎると、かえって誤解を招くところがあるので、少しそこは、余力があれば表現を工夫していただきたいと思います。大きく間違っているというよりは、より正確を期すという意味で、余力があればお願いしたいと思います。

本日は、各委員から本当に貴重な御意見を頂戴して、少し補充したほうがいいのか、強調する点をもう少し加えるというような、そういう意味でも少し修正は必要ではないかとの印象を持っていますので、御苦勞を掛けますが事務局の方にもう1回汗をかいていただいて、再度整理したものを、私も読ませてもらいますが、その上でもう1回、委員の先生方にメール等で御覧いただいて、再度御意見等があれば頂戴すると。そういう形で、より正確で、より内容が充実したものにできればと思っています。そのような処理方法でよろしいでしょうか。

○増田委員

もう全く異議はないですが、とても気になるので1か所だけ。18ページの「負担の公平性への配慮」について、「なお」以下の段落は必要がないので、削除されてはどうかと思います。なぜかという、この「なお」以下は、定率制を導入するかしないかみたいな議論です。さきほどから言っているように、増税するには間違いなく区分の細分化は避けられず、区分の細分化というのはある種定率制への幅寄せです。だから、定率制はまた今度考えるとと言う割に、結局、定率制への幅寄せではないかと思われても良くないので、わざわざ「必要に応じて今後検討します」というような文章を入れる必要はないのではないかと。ここは、あくまで負担の公平性の配慮については、垂直的公平、水平的公平の両論があり、それらのバランスを見ながら考えますということで、委員の皆さん方もそれでよろしいとおっしゃっていただけるのではないかと思いますので、提言しておきます。

○田中委員長

はい、ありがとうございます。これも事務局で検討してもらえればと思います。今の段階で特に事務局の方から何かございますか。

○事務局

ありがとうございました。色々御指摘いただきまして、全くそのとおりでなと思っています。特に、増田委員がはじめに申されておりました高額・低額の部分の論理展開については、より納税者、市民の納得が得られるものになるよう修正を相談させていただきたいと思います。使途の部分については、この答申だけではなく、その後も含めて市として色々と考えなければいけない宿題だと思っていますし、受益と負担の考え方につきましても、そういう視点でもう1回文案を洗い直してみても、直せるところは直していきたいと思っています。答申については、そう急ぐという状況ではないとは思っていますので、少

しお時間頂戴して、修正をさせていただきたいと思っております。

○田中委員長

ありがとうございます。今、事務局からもお話がありましたし、私も先ほど申し上げましたが、修正した答申案を私も見せていただいて、更にそれを委員の先生方に見ていただいて、なおかつもし御意見があった場合の再修正については私に一任いただけるとありがたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(一同、異議なし)

ではそのようにさせていただきます。

最後に、おそらくこのメンバーでこの案件に関して議論するのは今日が最後ということで、委員の皆様から、文字どおり一言ずつ感想等お話しただけだと思います。それでは名簿の順番ということで、まず、特別委員の田中委員からどうぞお願いいたします。

○田中特別委員

ありがとうございます。まず、京都観光の未来に関わる大変重要な、この宿泊税の在り方の検討の輪の中に特別委員として参画をさせていただいて本当にありがとうございます。また各種発言の機会を与えていただいたことにも、ありがたく思います。感謝につきます。ありがとうございました。

○田中委員長

はい、ありがとうございます。続きまして川勝委員、お願いいたします。

○川勝委員

はい。前回も申し上げましたが、この委員会は京都市の宿泊税の在り方を考えるという場ではありますけれども、やはり京都市は全国からすごく注目を浴びているということもありますし、全国の議論をリードしているということを考えた時に、やはりあり得る論点はすべからくここで議論しておくことがすごく大事ではないかということで、少し論点を広げるような問題提起をさせていただきました。最後に、もし時間があればお話ししようと思っていたこと、しかも自分が喋ろうと思っていたこと以上のことを先ほど委員長がおっしゃられたのでちょっとびっくりしたのですが、基本的に前回から申し上げたかったことは、課税の正当化根拠のところ的大事ではないかということです。私がずっと心配していたのは、応益課税という課税の根拠にこだわりすぎると、説明できなくなる場面がどうしても出てくる。それが京都市にとって良くないのではないかと考えていたということです。具体的には、まずは負担者である観光客への還元となるような積極的な事業のために税収は用いられるべきということを先ほど申し上げましたが、やはり、もう少し現実を見た時には、たくさんの観光客が訪れることに起因して発生している行政需要を財政上どうやって賄うかということを考える必要があります。観光客が悪だということではなく、あくまで京都市はもてなすというスタンスを貫いておりますが、でもやはり応分の負担をしてもらわないと、市民の税金だけで賄うのはしんどいという部分は、やはりちゃんとお伝えした方がいいのではないかと考えていたので、まさに委員長がおっし

やられたようなこと（つまり、宿泊税の原因者課税という側面）を、どこまで答申の修正に反映できるかわからないですが、あまり応益課税というところにこだわりすぎない方が良いのかなということを思いました。

ちょっと感想をとということでしたけれども、もう1点だけ。この答申案についてぜひ御検討いただきたいなと思っていることがあります。せっかく前回、業界団体の方にお越しいただいてお話いただく機会がありまして、いまだに頭が整理できないのが、それぞれの事業者さんによって、どういう徴収の負担が発生するかということです。お立場によって色々違うということでしたが、例えば、決済方法1つとっても、ゆくゆくは主流のやり方というところに収束していくのではないかと思います。別に京都だけではなく、全国的に、あるいは世界的に収束していくと思っています。だから、その主流の決済方法をどこかのタイミングで見定めて、行政がアナウンスして促していくということをしていいのではないかと。そうすると、激変緩和も含めて例えば5年後、あるいは10年後にこういう形で徴収はやっていただくというように収束させていくと、事業者さんも、税を負担される方も、そして市の徴税コストも、全部落ちていくのではないかと思うので、そのことを今後の課題として若干触れておいてもいいのかなと思いました。以上です。

○田中委員長

はい、ありがとうございます。続きまして北村委員、お願いいたします。

○北村委員

このような重要な議論に加わらせていただきまして誠にありがとうございました。十分、色々な議論が出たと思いますので、これから市役所内部で更に検討あるいは議会での議論と進んでいくと思いますけれども、引き続き、説得力のある説明と透明性のある議論を持って、市民に納得していただいたうえでの引上げというのが実現することを願っております。ありがとうございました。

○田中委員長

はい、ありがとうございます。続きまして佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員

この委員会のタイトルである「京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する」というところは、非常に重たいものだったなと今、実感しております。本委員会では、以前、空き家についてどうするかという課税のことも話し合いましたし、今回、宿泊税導入のその後の検討というようなところで、ひらがなで「まちづくり」というとてもポップな委員会のタイトルになっているのに、真逆の重たさがあるなと今感じている次第です。ありがとうございました。

○田中委員長

はい、ありがとうございます。続きまして内藤委員お願いいたします。

○内藤委員

答申案を読ませていただいた時には、とても美しくまとめられていて、「市民の共感」

だとか、「市民生活との調和」だとか、「市民参画」だとか、「実感」といった言葉があらこちらにあって、とても美しいなと思った次第です。そういう心を大切にして税制度も作っていただけたらいいなと思いました。ありがとうございました。

○田中委員長

はいありがとうございます。続きまして増田委員。お願いいたします。

○増田委員

税に関しては全く素人ですが、税の議論というのは深いなと改めて今回も強く感じました。委員長が最後におっしゃっていた「受益と負担の関係」というのもなかなか難しい問題で、受益と負担が全くアンバランスだったら、それこそ持続可能な制度としていいのかと言われてたりする。これもまた問題でありまして、つまり、税の問題はそう簡単に整理できるものではないなと。だからこそ、ぱっと見た時に納得できるかどうか、多くの人が納得するかどうか、多くの人が致し方ないと思ってくれるかどうかというような感覚を、大切にしなければならぬなと、今回は特に強く思いました。

○田中委員長

はい、ありがとうございます。続きまして西垣副委員長お願いいたします。

○西垣副委員長

それでは私も指摘したかった意見を伝えてまとめとしたいと思いますが、結論の最後を書いていただいていますように、今回、宿泊税を増税することによって、宿泊税を負担しない観光客、いわゆる日帰り客などの層との負担の差が開くことになろうかと思えます。それに関しましては、たしか佐々木委員が前回御指摘されたと思いますが、この税の用途を考えてみても、もう限りがないぐらい多くの税収が必要となっています。是非、このような日帰り客、宿泊税を負担しない人への課税の在り方を今後どう考えるのか、それについては、社会のDX化に伴って課税技術もどんどん進歩していきますので、そのようなことも踏まえて、ぜひ、継続的に御検討いただけたらと思います。どうもありがとうございました。

○田中委員長

はい、ありがとうございます。私個人は本当に委員の先生方の御協力といえますか、非常に率直で、現実を直視しながら、ここはこうではないかというのを色々なお立場、あるいは色々な経験を通じた率直なお話を拝聴することができて、本当に楽しかった、実に面白かった。やはり制度というのは「作ったらそれでいい」というのではなく、色々な状況に合わせて更により良いものにしていこう、そして、その際には様々な人の色々なエビデンスをベースにした御意見や想い、どんな社会を作っていこうとか、どんな街を作っていこうという、そういう想いをベースにこのような会議をするということが大切だと改めて教えていただきまして、その意味では感謝のみです。そういった意味で、本当に今日も含めて長い間、この宿泊税の「改革」と言いますか「改正」の議論に積極的に参加していただきまして本当にありがたく思っています。一応、本日の議論はこれで終了させていた

だきたいと思います。進行を事務局の方にお返しします。どうぞお願いいたします。

○事務局

委員長、皆様、ありがとうございました。この間、3回にわたり活発な御議論をいただきました。毎回様々な御意見、御審議をいただき、また事業者の皆様からも様々な御意見いただきまして、これらはこれから修正をさせていただく答申の案はもちろん、今後提案する条例の内容や、宿泊税の運用にも大変活かされていくものと思っております。様々な御指摘をいただく中で健全な運用が担保されているということ、改めて実感いたしております。ありがとうございました。本諮問事項についての会議の開催はこれが最後ということで、特別委員の田中委員、本日御欠席の矢ヶ崎委員におかれましては、答申の提出をもって任期終了ということになりますが、まだ書面等で、様々お世話になりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして令和6年度第3回持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

以上